

※いただいた全ての意見に対して、本市の考え方を付してホームページで公表します。

1 「基本構想」案に反映する意見

(1) 今後の進め方と検討にあたって考慮すべき事項に関する意見

ア 具体的な跡地利用に関する意見

【主な意見】

- ・移転する場合、現在の関内地区まちづくりをどのように考えているのか、具体性に欠ける。
- ・現市役所跡地の具体策を策定し、地元理解を得てから移転すべき。

【本市の考え方】

- ・新市庁舎整備を契機とした関内・関外地区の活性化に向けて、港町地区周辺再整備を具体的に検討した上で、「都心臨海部再生マスタープラン(仮称)」に反映していきます。
- ・関内・関外地区の関係者や市民の皆様等の意見を聞きながら検討していきます。

イ 新市庁舎の規模（余剰床を含む）の適正化に関する意見

【主な意見】

- ・組織を見直しスリム化が必要。
- ・余剰床に更にゆとりを持たせて、将来において市役所業務が拡張された際の執務室スペースを確保するとともに、より多くのスペースを民間に賃貸すべき。
- ・借り手が出るか不透明な状態で、余剰床が出るほど大規模に建設する必要があるのか。

【本市の考え方】

- ・北仲通南地区再開発地区計画で定められた方針に沿って、余剰床を含む新市庁舎の高さや延床面積の具体的な検討を進める必要があります。
- ・行政機能については、効率的な執行体制、事務・事業の見直し、国や県からの権限移譲なども考慮しながら、必要な建物規模を精査していきます。
- ・余剰床の規模については、賃貸料収入を精査するとともに、将来の行政需要に対応した柔軟性や街の賑わいづくり、周辺の関係事業者への影響等を総合的に考慮しながら検討していきます。

ウ 建設コスト等の削減に関する意見

【主な意見】

- ・建設費は徹底したコスト削減を図るべき。
- ・建設費を低く市債の投入を最小限に抑え新市庁舎を整備すべき。

【本市の考え方】

- ・様々な工夫により建設コストをできる限り縮減するとともに、市内企業の参入機会の確保など地域経済の活性化を図れるよう具体的な事業手法について検討していきます。

エ 現庁舎の扱いに関する意見

【主な意見】

- ・解体せずに残して再利用したほうがよい。
- ・現庁舎を全て解体・撤去し土地を賃貸すべき。

【本市の考え方】

- ・関内・関外地区の活性化に向けたまちづくりの検討の中で、現庁舎の具体的な扱いについても検討していきます。

オ 新市庁舎整備を契機とした北仲通地区における取組に関する意見

【主な意見】

- ・移転する場合、桜木町駅から新市庁舎までのアプローチの向上が必須。

【本市の考え方】

- ・関内・関外地区の関係者や市民の皆様等の意見を聞きながら、建物の配置や桜木町駅からのアプローチなどの検討を進めます。

(2) 「基本構想（案）」中の記載内容の修正に係る意見

意見の趣旨を踏まえて、「基本構想（案）」中の記載内容を修正できるもの

2 「基本構想」案に反映しない意見

(1) 新市庁舎整備に反対・否定的な意見

【基本的な考え方】

平成7年の「横浜市市庁舎整備審議会」答申以降、行政・市会の双方において、新市庁舎を整備するという前提は変わっておらず、24年度の新市庁舎に関する調査特別委員会及び政策・総務・財政委員会においても「北仲通南地区での整備案が最適な案」とする意見が大勢となりました。

こうした経緯を尊重して、新市庁舎整備を根本から見直すような意見を反映することはできないと考えています。

ア 新たな財政・事業費負担に関する意見

【主な意見】

- ・大金を使って建て直す必要があるとは思えない。
- ・総事業費1,400億円も使う必要はない。

【本市の考え方】

- ・新市庁舎を整備せず、民間ビルを借り続けた場合の支出の範囲内で、市債の償還費用や建物の修繕費用を賄うことができます。また、中長期的には収支が良くなります。

イ 現庁舎の耐震補強工事を実施したうえでの整備はおかしいとする趣旨の意見

【主な意見】

- ・50億円の耐震補強工事を実施しているのに、現時点で市庁舎の整備を実施するのは計画性に欠ける。

【本市の考え方】

- ・関内に勤務する約5,900人のうち約4,300人が勤務する民間ビル等の一部では、震災により業務が滞ったものがあつたため、市民の安全を守る防災拠点として、業務の継続性の面からも新市庁舎を整備する必要があります。
- ・現庁舎の取扱いについては、関内・関外地区の活性化に向けたまちづくりの検討の中で、具体的に検討していきます。

(2) 整備候補地の再考に関する意見

【主な意見】

- ・北仲通南地区も現在の市役所も売却して市民が行きやすい市の内陸部に建ててほしい。
- ・北仲通南地区も港町地区も津波被害の可能性があり、候補地として不適。

【本市の考え方】

- ・平成7年の「横浜市市庁舎整備審議会」答申以降、平成19年の「構想素案」の公表等を経て、行政・市会において整備候補地を絞り込んできた経緯を尊重していきます。
- ・地震・津波・液状化の影響について再検討した結果、両地区とも十分対策が可能で、震災時における災害対策本部としての機能を果たす上で、大きな支障はないと考えています。

(3) 北仲通南地区の土地の売却（契約解除）等に関する意見

【主な意見】

- ・北仲通南地区の土地を売却する案も必要

【本市の考え方】

- ・北仲通南地区の土地は、議会の議決を経て、新市庁舎整備に関わって様々な活用できる土地（種地）として、市街地再開発事業の特定建築者となり取得した経緯に加え、これまでの検討の経緯を十分に踏まえ、総合的に考慮した結果、北仲通南地区での整備案が最適な案と考えているため、売却（契約解除）する考えはありません。

(4) 意見の趣旨が既に「基本構想（案）」に反映されている意見

(5) 「基本構想」案への反映までには及ばないが、意見として今後の参考にさせていただく意見

(6) 「基本構想（案）」の内容との関係がみられない意見

「新市庁舎整備基本構想（案）」の修正点について

1 新市庁舎整備場所の明確化

新市庁舎整備基本構想（案）の「5 新市庁舎の整備場所（4）新市庁舎整備パターンの比較」における「総評」を、次のとおり修正し「結論」とします。

頁	修正前（基本構想（案））	修正後（「基本構想」案）
40	<p>《総評》</p> <p>現庁舎の最大の課題である市役所機能（執務室）の分散化の解消、さらに、事業期間や収支シミュレーションの結果などを、総合的に考慮すると、北仲通南地区での整備案が最適な案と考えます。</p> <p>その場合、港町地区周辺については、新市庁舎整備を契機に、魅力ある立地特性を活かして、これまでの業務・商業機能に加えて、大学、文化・芸術・スポーツなど新たな機能を導入し、関内・関外地区全体の活性化を図ります。</p> <p>さらに、民間ビルの再整備支援や周辺市有地の跡地利用の検討などにもあわせて取り組みます。</p>	<p>《結論》</p> <p>現庁舎の課題である市役所機能（執務室）の分散化の解消、事業期間、収支シミュレーションの結果などを、総合的に考慮すると、北仲通南地区での整備案が最適な案と考えられますので、今後、北仲通南地区を整備予定地と位置づけ、検討を進めます。</p> <p>港町地区周辺については、新市庁舎整備を契機に、魅力ある立地特性を活かしてこれまでの業務・商業機能に加えて、大学、文化・芸術・スポーツなど新たな機能を導入し、関内・関外地区全体の活性化を図ります。</p> <p>さらに、民間ビルの再整備支援や周辺市有地の跡地利用の検討などにもあわせて取り組みます。</p>

2 今後の進め方と考慮事項の追記について

市民意見募集でいただいたご意見の趣旨を踏まえ、「6 今後の進め方と検討にあたって考慮すべき事項」を「新市庁舎整備基本構想」案へ新たに加えます。

頁	新規記載内容
41	<p>6 今後の進め方と検討にあたって考慮すべき事項</p> <p>（1）今後の進め方</p> <p>「新市庁舎整備基本構想」を踏まえて、コストの縮減や地域経済の活性化につながる事業手法、来庁者の利便性や業務の効率性に配慮したフロア計画などの検討、及び事業費や事業期間の精査などを行い、「新市庁舎整備基本計画」を策定します。</p> <p>あわせて、新市庁舎整備を契機とした関内・関外地区活性化を実現するための具体的なまちづくりの検討を進めます。</p> <p>（2）検討にあたって考慮すべき事項</p> <p>① 港町地区周辺再整備計画</p> <p>基本構想では、港町地区周辺については、「これまでの業務・商業機能に加えて、大学、文化・芸術・スポーツなど魅力ある立地特性を活かした新たな機能を導入し、関内・関外地区全体の活性化やブランド力向上につなげていくこと」としてありますが、その具体的な内容について検討し、明らかにしていく必要があります。</p>

今後は、新市庁舎整備を契機とした関内・関外地区の活性化に向けて、港町地区周辺再整備を具体的に検討した上で、「都心臨海部再生マスタープラン(仮称)」に反映していきます。

その際は、関内・関外地区の関係者をはじめ、市民の皆様や専門家などのご意見をお聞きしながら、地区の持つ歴史的・文化的資源の有効活用を図るなど、関内・関外地区の発展に寄与し、横浜の拠点にふさわしい内容となるよう検討を進めていきます。

あわせて、耐震補強実施済みである現庁舎（行政棟・市会棟）の扱いについても、関内・関外地区の活性化に向けたまちづくりの一環として検討していきます。

② 適正な建物規模

余剰床を含む新市庁舎の高さや延床面積について、北仲通南地区再開発地区計画で定められた「土地利用の基本方針」及び「建築物等の整備の方針」等の都市計画に沿って具体的な検討を進める必要があります。

事務室や会議室などの行政機能については、効率的な執行体制、事務・事業の見直し、国や県からの権限移譲なども考慮しながら、必要な建物規模を精査していきます。

余剰床の規模については、賃貸料収入を精査するとともに、将来の行政需要に対応した柔軟性や街の賑わいづくり、周辺の関係事業者への影響等を総合的に考慮しながら検討していきます。

③ 北仲通地区のまちづくりと連動した市庁舎整備計画

北仲通南地区では、新市庁舎整備を契機に、都心部歩行者ネットワークを強化し、馬車道駅を中心とした公共空地や歩行者空間を整備できるよう、建物の配置や桜木町駅からのアプローチなどの検討を進める必要があります。

北仲通北地区の再整備との整合を図るとともに、関内・関外地区の関係者をはじめ、市民の皆様や専門家などのご意見をお聞きしながら検討を進めていきます。

④ 事業費及び財政負担の削減

基本構想では、整備候補地と整備パターンを比較するため、収支シミュレーションを行いました。今後、建物規模やフロア計画をより具体的に検討した段階で、事業費を精査し、市債発行額等の財政負担をより詳細に示す必要があります。

様々な工夫により建設コストをできる限り縮減するとともに、市内企業の参入機会の確保など地域経済の活性化が図れるよう具体的な事業手法について検討していきます。